

各種測定・試験業務仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合

- 1 委託業務の名称
各種測定・試験業務
- 2 委託業務の対象施設
 - (1) 西伯郡伯耆町口別所 6 3 0 番地
鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
 - (2) 米子市淀江町小波地内
環境プラント工業一般廃棄物第 1、第 2 最終処分場
 - (3) 米子市安倍 2 1 3 番地
鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場
- 3 業務内容及び各業務の測定試験項目並びに検体の採取場所方法等
 - (1) リサイクルプラザ臭気測定業務
別紙 1 「リサイクルプラザ臭気測定業務仕様書」のとおり
 - (2) リサイクルプラザ汚泥成分分析業務
別紙 2 「リサイクルプラザ汚泥成分分析業務仕様書」のとおり
 - (3) 第 2 最終処分場放流水水質検査業務
別紙 3 「第 2 最終処分場放流水水質検査業務仕様書」のとおり
 - (4) 第 2 最終処分場放流水(モニタリング)水質検査業務
別紙 4 「第 2 最終処分場放流水(モニタリング)水質検査業務仕様書」のとおり
 - (5) 第 1 及び第 2 最終処分場上流側地下水(モニタリング)水質検査業務
別紙 5 「第 1 及び第 2 最終処分場上流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書」のとおり
 - (6) 第 1 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務
別紙 6 「第 1 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書」のとおり
 - (7) 第 2 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務
別紙 7 「第 2 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書」のとおり
 - (8) 第 1 最終処分場浸出水(原水)水質検査業務
別紙 8 「第 1 最終処分場浸出水(原水)水質検査業務仕様書」のとおり
 - (9) 第 2 最終処分場浸出水(原水)塩化物イオン濃度測定業務
別紙 9 「第 2 最終処分場浸出水(原水)塩化物イオン濃度測定業務仕様書」のとおり
 - (10) 第 1 最終処分場発生ガス測定業務
別紙 10 「第 1 最終処分場発生ガス測定業務仕様書」のとおり
 - (11) 米子浄化場脱臭塔臭気測定業務
別紙 11 「米子浄化場脱臭塔臭気測定業務仕様書」のとおり
 - (12) 米子浄化場臭気測定業務
別紙 12 「米子浄化場臭気測定業務仕様書」のとおり
 - (13) 米子浄化場脱水汚泥成分分析業務
別紙 13 「米子浄化場脱水汚泥成分分析業務仕様書」のとおり

(14) 米子浄化場脱水し渣成分分析試験業務

別紙14「米子浄化場脱水し渣成分分析業務仕様書」のとおり

4 業務の実施時期及び回数等

各業務の試料の検体数、実施回数及び実施予定時期は次のとおりとする。

業務名	1回当たりの 検体数	実施 回数	実施予定時期
(1) リサイクルプラザ臭気測定業務	2 か所	1	1 1 月
(2) リサイクルプラザ汚泥成分分析業務	1 か所	1	4 月
(3) 第2最終処分場放流水水質検査業務	1	3	6 月、1 2 月、2 月
(4) 第2最終処分場放流水(モニタリング)水質検査業務	1	1	9 月
(5) 第1及び第2最終処分場上流側地下水(モニタリング)水質検査業務	1	1	9 月
(6) 第1最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務	1	1	9 月
(7) 第2最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務	1	1	9 月
(8) 第1最終処分場浸出水(原水)水質検査業務	1	1	9 月
(9) 第2最終処分場浸出水(原水)塩化物イオン濃度測定業務	1	1 2	各月 1 回
(10) 第1最終処分場発生ガス測定業務	4 か所	1	7 月
(11) 米子浄化場脱臭塔臭気測定業務	1	1	7 月
(12) 米子浄化場臭気測定業務	1	1	7 月
(13) 米子浄化場脱水汚泥成分分析業務	1	1	8 月
(14) 米子浄化場脱水し渣成分分析業務	1	1	8 月

5 提出書類

(1) 業務費内訳書 1 部

(2) 業務工程表 1 部

(3) 業務写真 2 部

*採取前、採取中、採取後等各業務内容に応じた必要な写真とし、業務が完了した時点で提出すること。

(4) 測定結果報告書(計量証明を含む) 2 部

*測定結果の報告については、個々の測定結果が判明次第、速やかに提出すること。

(5) 業務完了報告書 2 部

*業務完了報告書には、各施設の測定結果一覧表を添付すること。

(6) その他必要な書類 2部

6 遵守事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）の提示した各業務仕様書に基づいて、誠実に行うこと。
- (2) 各業務の実施にあたっては、測定日時、測定箇所等について、甲と十分に事前協議を行ったうえ、甲の業務に支障が生じないように実施すること。
- (3) 各業務の実施中（検体の採取業務を含む。）は、受注者（以下「乙」という。）、甲及び第三者に対して、事故等が発生しないように安全に行うこと。
- (4) 各業務の実施にあたって、事故等が発生した場合は、必要な応急対応を行うとともに、甲に報告すること。
- (5) 各業務の実施にあたって、委託業務の対象施設を破損、または汚損しないように行うこと。
- (6) 検体の採取業務は甲の立会のもとで、乙が行うものとする。ただし、別紙3～9の業務については、この限りでない。
- (7) 検査結果等が異常を示している場合、直ちに甲へ報告すること。

リサイクルプラザ臭気測定業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 西伯郡伯耆町口別所 6 3 0 番地
- (2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ

2 検体の採取場所

- (1) リサイクルプラザ北側敷地境界 1 検体
 - (2) 風下におけるリサイクルプラザ敷地境界 1 検体
- ただし、風下が北側敷地境界線上の場合は、甲の指示による。

3 測定項目

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 臭気強度 | (13) イソ吉草酸 |
| (2) アンモニア | (14) トルエン |
| (3) メチルメルカプタン | (15) キシレン |
| (4) 硫化水素 | (16) 酢酸エチル |
| (5) 硫化メチル | (17) メチルイソブチルケトン |
| (6) 二硫化メチル | (18) イソブタノール |
| (7) トリメチルアミン | (19) プロピオンアルデヒド |
| (8) アセトアルデヒド | (20) ノルマルブチルアルデヒド |
| (9) スチレン | (21) イソブチルアルデヒド |
| (10) プロピオン酸 | (22) ノルマルバレルアルデヒド |
| (11) ノルマル酪酸 | (23) イソバレルアルデヒド |
| (12) ノルマル吉草酸 | |

4 測定方法

特定悪臭物質の測定の方法（昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号）に規定する方法で測定すること。

リサイクルプラザ汚泥成分分析業務仕様書

- 1 検体の採取施設
 - (1) 所在地 西伯郡伯耆町口別所 6 3 0 番地
 - (2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
- 2 検体の採取場所
リサイクルプラザ工場棟内 1 検体
- 3 分析項目
 - (1) 総水銀
 - (2) カドミウム
 - (3) 鉛
 - (4) 六価クロム
 - (5) 砒素
 - (6) シアン化合物
 - (7) セレン
- 4 分析の方法
産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 3 号）に規定する方法で分析すること。

第 2 最終処分場放流水水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

2 検体の採取場所

第 2 最終処分場浸出水処理施設内

3 検査項目

- (1) p H
- (2) B O D
- (3) C O D
- (4) S S
- (5) 全窒素
- (6) 大腸菌数

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示 1 号）に規定する方法で検査すること。

第2 最終処分場放流水(モニタリング)水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第2 最終処分場

2 検体の採取場所

第2 最終処分場浸出水処理施設内

3 検査項目

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| (1) アルキル水銀化合物 | (23) ベンゼン |
| (2) 水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 | (24) セレン及びその化合物 |
| (3) カドミウム及びその化合物 | (25) 1,4-ジオキサン |
| (4) 鉛及びその化合物 | (26) ほう素及びその化合物 |
| (5) 有機燐化合物 | (27) ふっ素及びその化合物 |
| (6) 六価クロム化合物 | (28) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| (7) シアン化合物 | (29) pH |
| (8) ひ素及びその化合物 | (30) BOD |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | (31) COD |
| (10) トリクロロエチレン | (32) SS |
| (11) テトラクロロエチレン | (33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) |
| (12) ジクロロメタン | (34) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) |
| (13) 四塩化炭素 | (35) フェノール類含有量 |
| (14) 1,2-ジクロロエタン | (36) 銅含有量 |
| (15) 1,1-ジクロロエチレン | (37) 亜鉛含有量 |
| (16) シス-1,2-ジクロロエチレン | (38) 溶解性鉄含有量 |
| (17) 1,1,1-トリクロロエタン | (39) 溶解性マンガン含有量 |
| (18) 1,1,2-トリクロロエタン | (40) クロム含有量 |
| (19) 1,3-ジクロロプロペン | (41) 大腸菌数 |
| (20) チウラム | (42) 窒素含有量 |
| (21) シマジン | (43) 燐含有量 |
| (22) チオベンカルブ | |

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月16日環境庁・厚生省告示1号）に規定する方法で検査すること。

第 1 及び第 2 最終処分場上流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

2 検体の採取場所

第 2 最終処分場管理事務所南側の地下水取水井戸

3 検査項目

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 電気伝導率 | (17) 1, 2-ジクロロエチレン (シス |
| (2) 塩化物イオン | 体及びトランス体の合計量) |
| (3) アルキル水銀 | (18) 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| (4) 総水銀 | (19) 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| (5) カドミウム | (20) 1, 3-ジクロロプロペン |
| (6) 鉛 | (21) チウラム |
| (7) 六価クロム | (22) シマジン |
| (8) 砒素 | (23) チオベンカルブ |
| (9) 全シアン | (24) ベンゼン |
| (10) ポリ塩化ビフェニル | (25) セレン |
| (11) トリクロロエチレン | (26) 1, 4-ジオキサン |
| (12) テトラクロロエチレン | (27) クロロエチレン (塩化ビニルモノ |
| (13) ジクロロメタン | マー) |
| (14) 四塩化炭素 | |
| (15) 1, 2-ジクロロエタン | |
| (16) 1, 1-ジクロロエチレン | |

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示 1 号）に規定する方法で検査すること。

第 1 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 1 最終処分場

2 検体の採取場所

第 1 最終処分場跡地南東側の地下水取水井戸

3 検査項目

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 電気伝導率 | (17) 1, 2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体の合計量) |
| (2) 塩化物イオン | |
| (3) アルキル水銀 | (18) 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| (4) 総水銀 | (19) 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| (5) カドミウム | (20) 1, 3-ジクロロプロペン |
| (6) 鉛 | (21) チウラム |
| (7) 六価クロム | (22) シマジン |
| (8) 砒素 | (23) チオベンカルブ |
| (9) 全シアン | (24) ベンゼン |
| (10) ポリ塩化ビフェニル | (25) セレン |
| (11) トリクロロエチレン | (26) 1, 4-ジオキサン |
| (12) テトラクロロエチレン | (27) クロロエチレン (塩化ビニルモノマー) |
| (13) ジクロロメタン | |
| (14) 四塩化炭素 | |
| (15) 1, 2-ジクロロエタン | |
| (16) 1, 1-ジクロロエチレン | |

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示 1 号）に規定する方法で検査すること。

第 2 最終処分場下流側地下水(モニタリング)水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

2 検体の採取場所

第 2 最終処分場浸出水処理施設内

3 検査項目

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 電気伝導率 | (17) 1, 2-ジクロロエチレン (シス |
| (2) 塩化物イオン | 体及びトランス体の合計量) |
| (3) アルキル水銀 | (18) 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| (4) 総水銀 | (19) 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| (5) カドミウム | (20) 1, 3-ジクロロプロペン |
| (6) 鉛 | (21) チウラム |
| (7) 六価クロム | (22) シマジン |
| (8) 砒素 | (23) チオベンカルブ |
| (9) 全シアン | (24) ベンゼン |
| (10) ポリ塩化ビフェニル | (25) セレン |
| (11) トリクロロエチレン | (26) 1, 4-ジオキサン |
| (12) テトラクロロエチレン | (27) クロロエチレン (塩化ビニルモノ |
| (13) ジクロロメタン | マー) |
| (14) 四塩化炭素 | |
| (15) 1, 2-ジクロロエタン | |
| (16) 1, 1-ジクロロエチレン | |

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示 1 号）に規定する方法で検査すること。

第 1 最終処分場浸出水（原水）水質検査業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
- (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 1 最終処分場

2 検体の採取場所

第 2 最終処分場浸出水処理施設内の第 1 最終処分場浸出水送水出口

3 検査項目

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| (1) アルキル水銀化合物 | (24) セレン及びその化合物 |
| (2) 水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 | (25) 1,4-ジオキサン |
| (3) カドミウム及びその化合物 | (26) ほう素及びその化合物 |
| (4) 鉛及びその化合物 | (27) ふっ素及びその化合物 |
| (5) 有機燐化合物 | (28) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| (6) 六価クロム化合物 | (29) pH |
| (7) シアン化合物 | (30) BOD |
| (8) ひ素及びその化合物 | (31) COD |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | (32) SS |
| (10) トリクロロエチレン | (33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） |
| (11) テトラクロロエチレン | (34) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） |
| (12) ジクロロメタン | (35) フェノール類含有量 |
| (13) 四塩化炭素 | (36) 銅含有量 |
| (14) 1,2-ジクロロエタン | (37) 亜鉛含有量 |
| (15) 1,1-ジクロロエチレン | (38) 溶解性鉄含有量 |
| (16) シス-1,2-ジクロロエチレン | (39) 溶解性マンガン含有量 |
| (17) 1,1,1-トリクロロエタン | (40) クロム含有量 |
| (18) 1,1,2-トリクロロエタン | (41) 大腸菌数 |
| (19) 1,3-ジクロロプロペン | (42) 窒素含有量 |
| (20) チウラム | (43) 燐含有量 |
| (21) シマジン | (44) 電気伝導率 |
| (22) チオベンカルブ | (45) 塩化物イオン |
| (23) ベンゼン | |

4 検査の方法

水質検査については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月16日環境庁・厚生省告示1号）に規定する方法で検査すること。

第 2 最終処分場浸出水（原水）塩化物イオン濃度測定業務仕様書

1 検体の採取施設

（１）所在地 米子市淀江町小波地内

（２）施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

2 検体の採取場所

第 2 最終処分場浸出水処理施設内

3 測定項目

（１）電気伝導率

（２）塩化物イオン

4 測定の方法

測定方法については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第三条の規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示 1 号）に規定する方法で測定すること。

第 1 最終処分場発生ガス測定業務仕様書

- 1 検体の採取施設
 - (1) 所在地 米子市淀江町小波地内
 - (2) 施設名 環境プラント工業一般廃棄物第 1 最終処分場
- 2 検体の採取場所
第 1 最終処分場サンプル口 (4 ヶ所)
- 3 測定項目
 - (1) 酸素
 - (2) 窒素(計算値)
 - (3) 二酸化炭素
 - (4) 一酸化炭素
 - (5) メタン
 - (6) アンモニア
 - (7) 硫化水素
 - (8) ガス流量
 - (9) ガス流速
 - (10) ガス温度(4 ヶ所及び比較用サンプル口)
- 4 測定の方法
測定方法については、廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル(環水企第 3 1 1 号平成元年 1 1 月 3 0 日)を参考とした方法で測定すること。

米子浄化場脱臭塔臭気測定業務仕様書

- 1 検体の採取施設
 - (1) 所在地 米子市安倍 2 1 3 番地
 - (2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場
- 2 検体の採取場所
米子浄化場処理棟 1 階脱臭室活性炭吸着塔出口
- 3 測定項目（悪臭 9 物質）
 - (1) アンモニア
 - (2) メチルメルカプタン
 - (3) 硫化水素
 - (4) 硫化メチル
 - (5) 二硫化メチル
 - (6) トリメチルアミン
 - (7) ノルマル酪酸
 - (8) ノルマル吉草酸
 - (9) イソ吉草酸
- 4 測定の方法
特定悪臭物質の測定の方法（昭和 4 7 年 5 月環境庁告示第 9 号）に規定する方法で測定すること。

米子浄化場臭気測定業務仕様書

1 検体の採取施設

(1) 所在地 米子市安倍 2 1 3 番地

(2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

2 検体の採取場所

風下における米子浄化場敷地境界 1 検体

3 測定項目

(1) 臭気強度

4 測定の方法

特定悪臭物質の測定の方法（昭和 4 7 年 5 月環境庁告示第 9 号）に規定する方法で測定すること。

米子浄化場脱水汚泥成分分析業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市安倍 2 1 3 番地
- (2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

2 検体の採取場所

米子浄化場処理棟 1 階ホッパー室

3 分析項目

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) アルキル水銀化合物 | (16) シス 1, 2-ジクロロエチレン |
| (2) 水銀又はその化合物 | (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| (3) カドミウム又はその化合物 | (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| (4) 鉛又はその化合物 | (19) 1, 3-ジクロロプロペン |
| (5) 有機燐化合物 | (20) チウラム |
| (6) 六価クロム化合物 | (21) シマジン |
| (7) 砒素又はその化合物 | (22) チオベンカルブ |
| (8) シアン化合物 | (23) ベンゼン |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | (24) セレン又はその化合物 |
| (10) トリクロロエチレン | (25) 1, 4-ジオキサン |
| (11) テトラクロロエチレン | (26) 含水率 |
| (12) ジクロロメタン | |
| (13) 四塩化炭素 | |
| (14) 1, 2-ジクロロエタン | |
| (15) 1, 1-ジクロロエチレン | |

4 分析の方法

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 4 8 年環境省告示 1 3 号）に規定する方法で分析すること。

米子浄化場脱水し渣成分分析業務仕様書

1 検体の採取施設

- (1) 所在地 米子市安倍 2 1 3 番地
- (2) 施設名 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

2 検体の採取場所

米子浄化場処理棟 1 階し渣ホッパー下部

3 分析項目

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) アルキル水銀化合物 | (16) シス 1, 2-ジクロロエチレン |
| (2) 水銀又はその化合物 | (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| (3) カドミウム又はその化合物 | (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| (4) 鉛又はその化合物 | (19) 1, 3-ジクロロプロペン |
| (5) 有機燐化合物 | (20) チウラム |
| (6) 六価クロム化合物 | (21) シマジン |
| (7) 砒素又はその化合物 | (22) チオベンカルブ |
| (8) シアン化合物 | (23) ベンゼン |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | (24) セレン又はその化合物 |
| (10) トリクロロエチレン | (25) 1, 4-ジオキサン |
| (11) テトラクロロエチレン | (26) 含水率 |
| (12) ジクロロメタン | |
| (13) 四塩化炭素 | |
| (14) 1, 2-ジクロロエタン | |
| (15) 1, 1-ジクロロエチレン | |

4 分析の方法

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 4 8 年環境省告示 1 3 号）に規定する方法で分析すること。

年 月 日

入 札 書（第 回）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）第 2 条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）第 2 条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	各種測定・試験業務
業 務 場 所	リサイクルプラザ、環境プラント工業㈱一般廃棄物第 1 及び第 2 最終処分場、米子浄化場
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

1 件 名 各種測定・試験業務

2 入 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日

令和7年4月17日（木曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広施11
案 件 名	各種測定・試験業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。